

平成30年度 東部地区 各種講習会計画 10月分 (広島会場及び志和教習所でも開催されています。)

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。(公社)広島県労働基準協会尾道支部 / 電話 0848-22-3432

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
はい作業主任者 (2日=12時間教育)	18・19	福山教習所 (18・19)	なし	10,800	1,543	高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団をいう)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)
木材加工用機械作業 (3日=15時間教育)	24~26	福山教習所 (24・26)	なし	14,040	2,160	木材加工用機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	17・18	福山教習所 (17・18)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業(安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険作業 主任者 (3日=17.5時間教育)	3~5	福山教習所 (3~5)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険個所における作業場(酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照)
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	11・12	福山教習所 (11・12)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業(安衛令第6条22号、別表第6の2)
	29・30	福山教習所 (29・30)				
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	9~16	福山教習所 (9・10)	福山教習所 (11・12・15・16)	A24,840 B22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務(安衛令第20条6号)
	24~29	長者原ｽﾍﾟｰﾝﾝﾀｰ (24・25)	福山教習所 (26・29)			
ガス溶接 (2日=13時間教育)	9・10	福山教習所 (9)	福山教習所 (10)	9,720	864	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務(安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
	12・14	三原市 市民福祉会館(12)	今治造船㈱ 広島工場(14)			
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育) C区分(2日=15時間教育)	1~5	世羅町商工会 2階大研修室 (1)	せら文化センター 南側駐車場 (2~5)	A32,400 B27,000 C16,200	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務(安衛令第20条11号)
	1~12	福山教習所 (1)	福山教習所 (2~4)(10~12)			
	22~31	福山教習所 (22)	福山教習所 (23~25) (29~31)			

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします(各支部分含む)

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	15~23	福山教習所 (15・16)	福山教習所 (17・18・19・22・ 23)	A 20,520 B 19,440 C 18,360	1,645	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務(安衛令第20条16号)
	16~19	尾道長者原 ｽﾍﾟｰｾﾝﾀｰ(16・17)	福山教習所 (18・19)			
	22~25	府中商工会議所 (22・23)	福山教習所 (24・25)			
自由研削用と 石取替え等業務 学科・実技 (1日=6時間教育)	19	福山教習所 (19)	福山教習所 (19)	会員 8,640 一般 11,880	1,296	自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)
低圧電気取り扱い業務 学科・実技 (2日=14時間教育)	24・25	福山教習所 (24)	福山教習所 (25)	会員 14,040 一般 17,280	702	低圧(直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600V以下である電圧をいう)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務(安衛則第36条第4号抜粋)
クレーン運転業務 学科・実技 (2日=13.5時間教育)	2・3	福山教習所 (2・3)	福山教習所 (3)	会員 14,040 一般 17,280	1,645	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
	29・30	福山教習所 (29・30)	福山教習所 (30)			
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 (1日=5.5時間教育)	3~5	福山教習所 (3~5)	なし	14,040	2,160	令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(安衛則第36条第26号)
安全衛生推進者養成講習 (2日=10時間教育)	1・2	福山教習所 (1・2)	なし	10,800	1,404	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場に選任必要(安衛法第12条の2安衛則第12条の2)
職長等教育 (2日=12時間教育)	10・11	長者原ｽﾍﾟｰｾﾝﾀｰ (10・11)	なし	会員 14,040 一般 17,280	864(職長)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
	22・23	福山教習所 (22・23)				
職長・安全衛生責任者教育 (2日=14時間教育)	10・11	長者原ｽﾍﾟｰｾﾝﾀｰ (10・11)	なし	会員 14,040 一般 17,280	864(職長) 648(安責)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
	22・23	福山教習所 (22・23)				
安全管理者能力向上教育 (1日=8時間教育)	11	福山教習所 (11)	なし	会員 6,480 一般 9,720	2,160	事業者は、労働安全衛生法第19条の2第項の規定に基づく能力向上教育指針により労働災害防止のための業務に従事する者に対して当該業務に関する能力向上教育を行うよう求められています。

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします(各支部分含む)

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
足場組立て等作業主任者能力向上教育 (1日=7時間教育)	5	福山教習所 (5)	なし	会員 6,480 一般 9,720	1,540	事業者は、労働安全衛生法第19条の2第項の規定に基づく能力向上教育指針により労働災害防止のための業務に従事する者に対して当該業務に関する能力向上教育を行うよう求められています。
特定化学物質等作業主任者能力向上教育 (1日=7時間教育)	12	福山教習所 (12)	なし	会員 6,480 一般 9,720	2,160	事業者は、労働安全衛生法第19条の2第項の規定に基づく能力向上教育指針により労働災害防止のための業務に従事する者に対して当該業務に関する能力向上教育を行うよう求められています。
有機溶剤業務従事者労働衛生教育(1日=4.5時間教育)	16	福山教習所 (16)	なし	会員 5,400 一般 8,640	972	有機溶剤業務従事者には特別教育に準じた「労働衛生教育」を推進することとされています。(基発第337号)
職場のリスクアセスメント (1日=7時間教育)	26	福山教習所 (26)	なし	会員 7,560 一般 10,800	972	リスクアセスメントをわかりやすく解説し、職場で実践できるように企画した講習会
VDT作業従事者労働衛生教育 (1日=3時間45分教育)	23	福山教習所 (23)	なし	会員 5,400 一般 8,640	648	VDT作業における健康管理面での問題点に対応するため、厚生労働省では『VDTにおける労働衛生管理のためのガイドライン』を策定し、事業者が講ずべき処置等が示されています
管理監督者・ 労務担当者講座 (1日=7時間教育)	17	福山教習所 (17)	なし	会員 5,400 一般 7,560	1,080	労務管理・作業指示などを行う課長・係長などの管理監督者を対象に労働基準法・労働安全衛生法・安全衛生配慮義務の概要など平易に説明します。

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします (各支部分含む)